(趣 旨)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会(以下「本会」という。)職員就業規程第33条及び準職員就業規程第34条の規定に基づき、本会に勤務する職員及び準職員の再雇用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、再雇用による職員及び準職員の就業に関する事項は、職員就業規程の定めるところによる。

(再雇用)

- 第2条 再雇用は、原則1年単位の契約とし、反復更新できる。
- 2 再雇用の上限年齢は原則として65歳とし、この年齢に達した年度の末日をもって限度とする。

(再雇用の上限年齢の特例)

- 第3条 会長は、前条第2項に定める年齢に達し退職すべきこととなった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて雇用することができる。
 - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により本会の業務運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る執務環境その他勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により職員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、その職員の退職により本会の業務運営に著しい支障が生ずるとき。

(再雇用に関する申出)

第4条 定年により退職する職員は、定年の日の1箇月前までに、再雇用に関する 希望申出書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(再雇用の更新に関する申出)

第5条 再雇用職員は、雇用期間が終了する1箇月前までに、再雇用の更新に関する希望申出書(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

(労働条件の明示)

第6条 会長は、再雇用職員の採用および更新の際は、雇用通知書およびこの規程 の写しを交付して労働条件を明示する。

(再雇用の形態)

- 第7条 再雇用の形態は、次の各号に掲げるものとし、会長は再雇用希望者(以下「再雇用職員」という。)と協議の上、決定する。
 - (1) フルタイム勤務原則として1日当たり8時間とする。
- (2) 短時間勤務

原則として1日当たり6時間とする。

ただし、再雇用職員の希望により勤務時間を変更することがある。

(給与の種類)

- 第8条 再雇用職員の給与は、給料及び手当とする。
- 2 手当の種類は、住居手当、通勤手当、資格手当、時間外勤務手当、休日勤務手 当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料)

第9条 給料は、別表で定める再雇用の形態勤務に対する報酬として支給する。

(給料の決定)

- 第10条 第7条第1項第1号に定める者(以下「1号再雇用職員」という。)の給料の額は、業務の種類、内容、難易度等を勘案し、会長が定める。
- 2 第7条第1項第2号に定める者(以下「2号再雇用職員」という。)の給料の 額は、その者の業務、勤務時間等を考慮し、会長が定める。

(昇 給)

第11条 再雇用職員は、昇給しない。

(諸手当)

第12条 手当の支給は、本会給与規程に定めるところによる。

(期末手当、勤勉手当)

第13条 期末手当及び勤勉手当は、本会給与規程第21条、第22条及び第23条並びに準職員給与規程第18条、19条及び20条の規定に基づき支給することができる。ただし、準職員給与規程第20条で定める成績率の上限は「100分の70」とする。

(退職手当)

- 第14条 再雇用職員には、本会給与規程第25条の退職手当は支給しない。
- 2 新潟県民間社会福祉職員退職積立金に加入した場合には同退職積立金を支給することができる。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇は、職員として就職したときより通算し、職員就業規程第 11条及び準職員就業規程第25条の規定に基づき付与する。

(特別休暇)

第16条 再雇用職員は、職員就業規程第13条及び準職員就業規程第27条に規定するいずれかの事由に該当する場合は、特別休暇を与えることができる。

(育児休業)

第17条 再雇用職員は、別に定める規程により育児休業することができる。

(介護休業)

第18条 再雇用職員は、別に定める規程により介護休業することができる。

(委任)

第19条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附則

- 1. この規程は平成25年11月29日から施行する。
- 2. この規程の一部改正は、平成26年2月26日から施行する。
- 3. この規程の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1. この規程の一部改正は、平成29年12月18日から施行する。

附目

1. この規程の一部改正は、平成30年9月6日から施行する。

附則

1. この規程の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1. この規程の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

	職務の級				
再雇用の形態	1級	2級	3 級	4 級	
	月額(円)	月額(円)	月額(円)	月額(円)	
フルタイム勤務	177, 300	202, 700	241, 700	259, 500	
短時間勤務	133, 000	152, 000	181, 300	194, 600	

社会福祉法人 刈羽村社会福祉協議会 会長 様

再雇用に関する希望申出書

以下のとおり、定年退職後の再雇用について申請します。

氏名

記

再雇用の希望の有無

定年退職予定日	年 月 日
再雇用の希望の	□ 定年退職後、再雇用を希望します。
有無	□ 定年退職後、再雇用を希望しません。

希望条件

業務内容	□ 現在の業務の継続を希望します。□ 現在の業務以外を希望します。(希望業務)
雇用期間	年 月 日~ 年 月 日	
勤務形態	□ フルタイム勤務 (1日当たり8時間勤務)□ 短時間勤務 (1日当たり6時間勤務)(勤務時間 時 分から 時 分)	
健康状態	□ 十分健康である□ 勤務に支障なし□ 多少の配慮を望む(内容)
その他の要望事項		

^{*}再雇用を希望する場合は、以下の希望条件も記入してください。

社会福祉法人 刈羽村社会福祉協議会 会長 様

再雇用の更新に関する希望申出書

以下のとおり、再雇用の更新について申請します。

氏名

記

再雇用の更新希望の有無

現在の 雇用期間満了日	年 月 日
再雇用の更新の	□ 再雇用の更新を希望します。
希望の有無	□ 再雇用の更新を希望しません。

希望条件

業務内容	□ 現在の業務の継続を希望します。□ 現在の業務以外を希望します。(希望業務)
雇用期間	年 月 日~ 年 月 日	
勤務形態	□ フルタイム勤務 (1日当たり8時間勤務)□ 短時間勤務 (1日当たり6時間勤務)(勤務時間 時 分から 時 分)	
健康状態	□ 十分健康である□ 勤務に支障なし□ 多少の配慮を望む(内容)
その他の要望事項		

^{*}再雇用の更新を希望する場合は、以下の希望条件も記入してください。